

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	29	府省庁名 経済産業省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	「中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」により取得した少額資産の固定資産税免除		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、法人税法施行令第百三十三条等の規定によってその取得価額の全部又は一部が損金又は必要な経費に算入される資産は、固定資産税の償却資産の課税客体から除外されている。</p> <p>・特例措置の内容 ○新規要望 「中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」を利用して取得した30万円未満の少額償却資産について、固定資産税の課税客体から除外する。</p>		
関係条文	地方税法第341条第4号、地方税法施行令第49条		
減収見込額	(初年度) ▲5,442 (－) (平年度) － (▲5,442) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>中小企業は、地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える存在であるとの認識の下、未曾有の経済危機及び震災等による直接的・間接的な影響の中で一層厳しい経営環境に置かれている中小企業に対して事務負担の軽減を図るとともに、小規模企業を中心に事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現在、法人税、所得税においては、「中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（以下、少額特例）」により、取得価額30万円未満の少額資産の即時償却が認められているところ。国税における少額特例は、償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減を図ることを目的としているが、今の所、10万円以上30万円未満の償却資産（3年均等償却を利用している資産を除く）については、固定資産税のためだけに償却計算・記帳・帳簿保存といった資産管理を迫られている状況。</p> <p>リーマンショック以降の不景気及び震災等の直接的・間接的な影響により、中小企業は大幅なコスト削減を迫られている状況であり、従業員20名以上の企業においても経理人員は減少傾向。加えて、中小企業におけるパソコン利用状況においても、平成22年度に比べて全企業が利用割合低下。不景気の影響により、全中小企業において、経理人員削減、設備投資の抑制、既存設備の見直しが行われている状況であり、つまりは、経理担当者一人当たりの事務負担が増加している状況。よって、更なる事務負担の軽減が必要不可欠であり、固定資産税における事務負担軽減が求められるところ。</p> <p>少額特例を利用する中小企業については、明確な事務負担軽減の意志を有する企業と考えられ、取得対象資産にかかる固定資産税を免除することにより、更なる負担軽減、事務効率化を推進する必要がある。</p>		

○中小企業における経理人数

平成20年：従業員数20名未満：1.7人、20名以上：3.3人

平成21年：従業員数20名未満：1.1人、20名以上：3.0人

平成22年：従業員数20名未満：1.4人、20名以上：2.7人

(出典)

平成20、21、22年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)から算出

○中小企業におけるパソコン利用状況(括弧内は平成22年要望時)

・個人事業主

従業員数20名未満：27.6%(前回28.5%：前回比▲0.9ポイント)

従業員数20名以上：71.4%(前回85.7%：前回比▲14.3ポイント)

・法人

従業員数20名未満：64.9%(前回75.1%：前回比▲10.2ポイント)

従業員数20名以上：90.4%(前回91.7%：前回比▲1.3ポイント)

(出典)

個人事業主：平成20、22年「個人企業経済調査」(総務省)

法人：平成20、22年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)から算出

○固定資産税申告事務負担

・大変な負担になっている：15.3%

・負担になっている：43.9%

・特に気にならない：38.6%

・その他：2.3%

(出典)平成23年「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)から算出

本要望に
対応する
縮減案

なし

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済社会の安心・安全の確保 4. 取引・経営の安心
	政策の達成目標	固定資産税にかかる本措置は、少額特例と不可分の関係にあり、達成目標は、少額特例の目標と同様である。具体的には、中小企業の中でも特に規模の小さい企業で少額特例が多く活用されており、事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、個人事業主に関しては、平成24年に実施する「個人企業経済調査」（総務省）での従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割への到達を目指す。法人に関しては、平成24年に実施する「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」（中小企業庁）での従業員数20名未満の企業におけるパソコン利用割合が20名以上の企業の水準である9割への到達を目指す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成24年4月1日から平成26年3月31日まで（2年間）
	同上の期間中の達成目標	本税制措置の適用期間中における従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割、及び従業員数20名未満の企業におけるパソコン利用割合9割への到達を目指す。
有効性	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業主（従業員数20名未満） 平成18年 23.9% 平成19年 23.5% 平成20年 28.5% 平成21年 26.8% 平成22年 27.6% ・ 法人（従業員数20名未満） 平成20年 75.1% 平成21年 72.8% 平成22年 64.9% <p>※本政策目標は平成22年度要望時から新たに設定された目標であるため、法人に関しては平成19年以前の数値は算定していない。</p>
	要望の措置の適用見込み	<p>（適用期間内における適用事業者数及び損金算入額）</p> <p>平成15年度 31,398社(81,342百万円)、平成16年度 37,725社(96,878百万円)、平成17年度 37,956社(96,267百万円)、平成18年度 28,167社(66,879百万円)、平成19年度 43,084社(108,881百万円)、平成20年度 34,357社(82,685百万円)、平成21年度 30,439社(71,004百万円)、平成22年度 31,260社(72,920百万円)、平成23年度 25,100社(58,554百万円)、平成24年度 22,966社(53,576百万円) ※平成22年度から平成24年度は推計値。詳細は別紙参照。</p>
相当性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>少額特例は中小企業の事務負担の軽減を図る措置であり、事務負担軽減、事業効率向上に寄与していることが、アンケートの結果において、定性的データで確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」（中小企業庁） 直近の事業年度において本措置を利用して取得した設備 パソコン：37.5%（法人のみ） 本措置を利用したことによる効果 全額必要経費算入による経理事務負担減少：48.0% パソコン導入による事業の効率化：28.2% パソコン導入による経理事務の効率化：18.3% <p>本特例を利用したことにより特例利用中小企業の事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回帰分析による定量分析（労働生産性と少額特例利用額の関係） 少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上高（労働生産性）が0.17%増加する。 ・ 経済波及効果 本特例により、中小企業全体の労働生産性を4.5%押し上げる効果がある。 <p>（出典）平成22年「中小企業実態基本調査」（中小企業庁） 平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」（中小企業庁）</p>
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	該当なし。

<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>該当なし。</p>
<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	
<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>固定資産税にかかる本措置は、相対的に経理面の人員が少数であり、事務の効率化を志向する中小企業の実情を踏まえると、少額特例で取得した資産を固定資産税の課税客体から除外することにより、より一層償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減を図る事が可能であり、中小企業の実態に即した効果が得られることから、施策として妥当である。</p>